熱海市農業委員会

令和８年９月総会　議事録

１．日　　時	令和８年９月２５日（金）　　午後１時３０分
２．場　　所	熱海市役所第１庁舎　４階第２会議室
３．出 席 者	出席委員　　髙橋　裕　　梅原　孝伸　　椎野　正昭 小松　久峰　　土屋　和弘　　蒔田　廣康　　沢田　敏 中山　陽代 出席推進委員　　岩本　晋枝　　稲村　康弘　　田之倉　優 欠席委員　　尾﨑　隆英　　杉本　忠史 出席職員（事務局）　中島　浩太郎　松村　光庸
４．審議案件	１．農地法第３条の規定による許可申請について ２．非農地証明申請について ３．非農地証明申請について ４．非農地証明申請について ５．非農地証明申請について ６．非農地証明申請について ７．非農地証明申請について ８．非農地証明申請について ９．非農地証明申請について 10．非農地証明申請について 11．非農地証明申請について 12．非農地証明申請について 13.その他
５．議　　事	開始　午後１時３０分 終了　午後２時３０分
小松久峰議長	それでは時間になりましたので始めたいと思います。本日の議事録署名人は６番土屋さんと７番蒔田さんです。議案１号は農地法第３条の規定による許可申請につ

いてです。事務局説明お願いします。

事務局　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてです。申請者は譲渡人が熱海市　　さん。譲受人が熱海市　　さん。土地の所在が、下多賀　　、地目が登記田、現況畑、１，６１１㎡の内３００㎡です。契約の内容が賃借権の設定５年。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。譲受人及びその世帯員の機械の所有の状況は草刈り機１台、リースの予定で耕運機１台。作付作物・面積は野菜類、大豆などで３００㎡です。農作業に従事する者が　　、農作業経験等の状況は２年、年間農作業従事日数は１５０日、臨時雇用労働力は無し。備考として、北海道で２年間農業法人の実務を経験し、２０２４年から上多賀のみかん農園で管理作業に従事し基本的な作業を経験した。今後は世帯員と共に近隣農家のアドバイスを基に、地区に適した主力作物の見極めのため、試験的な栽培を予定し順次規模の拡大・労働力の整備を計画的に実施するということです。住所地となる場所から権利を移転しようとする土地までの平均距離、時間は車で２０分です。その他が、農地の区分が第２種、農振の区分が地域内白地、風致地区が第２種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

小松久峰議長　下多賀ですので私から説明させていただきます。下多賀の直売所に作物を出していただいている方で、借りていた農地を返すことになって、困って話があったという状況です。全体を耕作するのは難しいということで、まずは３００㎡から始めて、徐々に広げていってくれればいいなという感じです。作物を直売所に出してもらえればいいなと思っています。ご質問はございませんか。

椎野正昭委員　これは、農地バンクが絡まないで、直接契約をする形ですか。

事務局　農地バンクが厳しくなりまして、地域計画に載っている担い手じゃないとダメとか、それに伴う５年間の計画を出してくださいとかがあるので、今後は農地バンクで借りることはかなり難しいと思います。熱海市では３条の申請で売買や賃貸を許可することなります。

小松久峰議長　他にございませんか。承認ということでよろしければ挙手をお願いします。

（全員挙手）

小松久峰議長　全員挙手でしたので承認とします。続きまして非農地証明申請についてです。こちらは議案２から１２まで内容が同じですので一括で進めたいと思います。事務局説明お願いします。

事務局　議案第２号から１２号、非農地証明申請についてです。最初に議案２号で７ページです。申請者は熱海市　　さん。土地の所在が、初島　　、登記畑・現況放送施設、３５８㎡。初島　　、登記畑・現況放送施設、面積１４２㎡。

１２ページ議案３、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、３９８㎡。１７ページ議案４、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、１７７㎡。２２ページ議案５、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、２０６㎡、２７ページ議案６、熱海市　　、初島　　、登記畑・現況放送施設、４２７㎡。３２ページ議案７熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、２６３㎡。３７ページ議案８、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、２３４㎡。４２ページ議案９、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、２４５㎡。４７ページ議案１０、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、１２３㎡。５２ページ議案１１、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、１２０㎡。５７ページ議案１２、熱海市　　さん、初島　　、登記畑・現況放送施設、２０７㎡です。内容は全て同じで、耕作以外に供した年月日が不明。耕作以外の目的に供した理由が日本放送協会の放送施設用地として使用され、地上権も日本放送協会を権利者として設定されており、課税においても農地としての課税がされていなかったため。その他が農地の区分が第２種、農振の区分が地域外、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

小松久峰議長　　こちらも私が調査に行ったので説明します。位置図にはフェンスが写っていないですが、写真で見ると施設の周りに移っているものがあると思います。全体をフェンスで囲ってあるという状態で、一般の方は入れないという状態になっています。工作物もあって、フェンスで囲まれて管理されている土地なので問題ないと思います。ご意見・ご質問はございませんか。

蒔田廣康委員　　昔からあるけど、なんで今なの。

事務局　　放送施設の改修工事を行うということで相談があり、フェンスで囲まれて入れないということで、非農地証明申請を出してくださいということで回答をしたので、今回申請が出てきました。

小松久峰議長　　これは撤退して、また農業を始めた場合はどうなりますか。

事務局　　登記と現況が農地以外になっても、農業を始めて農地と認められれば現況が農地となることもあります。

小松久峰議長　　他にご意見はございませんか。承認ということでよろしければ挙手をお願いします。

（全員挙手）

小松久峰議長　　全員挙手でしたので承認とします。審議は全て終わりました。

【その他】

1．　湯河原町農業委員会との情報交換会について

　　申込等説明し委員了承

2．　畑作業について

　　日程等を委員に説明し調整

3．　最適化研修資料について

　　資料を配布・説明し委員了承

議　　長　　小松久峰

6番委員　　土屋和弘

7番委員　　薄田豊彦